

共通教育としての「知財学入門」の経過・意義・展望  
—「発明学入門」から「知財学入門」への発展—

世 良 清  
松 岡 守  
狩 野 幹 人  
八 神 寿 徳

三重大学共通教育センター  
大学教育研究—三重大学授業研究交流誌—  
第 22 号 別 冊  
2 0 1 4 年 発 行

## 共通教育としての「知財学入門」の経過・意義・展望

### — 「発明学入門」から「知財学入門」への発展 —

世良 清<sup>1</sup>・松岡 守<sup>2</sup>・狩野 幹人<sup>3</sup>・八神 寿徳<sup>3</sup>

#### 1 はじめに

「知財学入門」は、以前開講していた「発明学入門」をリニューアルし、2013 年度に新たに開講した授業である。ここで、知財とは知的財産を指す。その出発点となったのは、わが国が知財立国を目指し、知財政策が推進されたことによる。そのなかで、高等教育の場での知財教育のほか、中等教育の場でも知財教育が動き出したが、しかし、中等教育の場での知財教育が進展するにつれ、全国的にみても、高等教育、特に大学学部前期の教養教育としての知財教育の欠如が指摘されるようになった。そこで、筆者らは知財学入門を開講しつつ、そのより良いあり方を模索した。

本稿では、知財学入門の開講結果を報告し、学部前期課程における共通教育（教養教育）としての知財教育の意義を検討し、学部前期教育課程における知財教育の「三重大学モデル」を展望するものである。

#### 2 わが国の知財政策の進展と知財教育

わが国の知財政策の端緒となったのは、2001 年に特許庁長官の呼びかけで、大学、教育、企業、行政、外交、立法、司法の 7 分野で知財に関する抜本的な改革が提言されたことによる。そのなかで、知財立国を目指して、知財人材の育成と知財の教育が重要であると指摘された。知的財産基本法第 21 条では「国は、国民が広く知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講じるものとする」としており、内閣府の知的財産戦略本部が示す「知的財産推進計画」の初版（2003 年）から「知的財産教育・研究の基盤を整備する」と、知財教育が明記された。

「知的財産推進計画 2008」では、重点項目のひとつとして「学校における知的財産教育の推進」を掲げている。これを受けて文部科学省によって告示された中学校と高校の新しい学習指導要領に知財の記述が盛り込まれるに至った。こうして中等教育段階での知財教育はまだ動き出したばかりではあるが、全ての生徒に知財教育がなされることになった。

一方、大学・大学院を対象とした高等教育段階での知財教育は、法学分野での工業所有権法や著作権法の研究あるいは、理工学分野での発明・権利化など、高度かつ限定された専門分野での立ち位置であると言える。近年は、知財専門職大学院での弁理士育成など、知財教育の新しい立ち位置も出現したが、これも高度かつ限定的であることは否めない。従って、これら分野に進む学生以外は高等教育で知財を学ぶ機会は全くないことになる。これら以外の分野においても論文指導の一環として、学部後期には著作権について一定の指導を受ける機会はある。しかし、学部前期学生にはその機会はなく、今後、高校と学部後期との間でギャップが出来る。本来、基盤的な教育を受ける学部前期学生にこそ、リベラルアーツとしての知財教育が必要であると考えられる。このことの重要性に気づいた知財教育研究者は、近年、全国の複数の高等教育機関でその特質を活かしたユニークな知財教育の展開を生み出しつつある<sup>1)</sup>。

#### 3 知財教育とは何か

知財教育とは特許権や著作権などの知財権を教えるといった狭い意味で用いられる場合、すなわち法制度の教育もあるが、創造教育等を含めたもっと広い意味で用いられる場合もある。ここで知財教育について概念の整理をおきたい。知的財産基本法第 2 条によると、知財とは「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に

1 共通教育非常勤講師

2 教育学部

3 社会連携研究センター

有用な技術上又は営業上の情報」であり、これを広義の知財とするならば、一方、知財権とは「特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権、育成者権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利」とある。これが狭義の知財ということになる。このように知財を広義の知財と狭義の知財と分類すれば、それらに従って、知財教育も広義の知財教育と狭義の知財教育に分類することができる。

では、学部前期教育で求められる知財教育とは何なのか。知財教育に類似する言葉に、著作権教育、知財法教育、発明教育、創造教育などがある。共通項は多いが、それぞれのテリトリーは異なる。しかし、知財学というときは、これらをすべて統合した広い範囲でとらえる必要がある。かつての発明学入門から知財学入門への発展は、その意図を含むものになる。

著作権について、2014年2月に開催された日本知財学会知財教育分科会の知財教育研究会でなされた「大学ではもう遅いので大学に入るまでにきちんと著作権教育を」との報告に大きな議論になった。学生から提出されるレポートや論文では、コピー&ペースト、いわゆるコピペ問題が慢性化している。昨今では学位論文や査読付き学術雑誌での事例が大きな社会問題になったのも記憶に新しい。松岡は、「学生から適切な引用をしていないレポート等が提出されても指導しない例がある。指導しないということは、そのようなレポート等でも良いことを暗に是認していることとなる」と、この問題は、学生側の意識の問題だけではなく、教員の問題でもあると指摘した。三重大学でも、学生向けには入学時に渡されるレポート作成ハンドブックに「書籍・ウェブサイトなどに掲載された他者の文章を出典を明示せず、自分のレポートに記載することは盗用にあたります。かならず出典を明示し、かぎ括弧をつけるなど、引用部分と自分の書いた文章の区別を明白にしてください。このルールを守らない場合は、成績評価の対象にされないことがあります」と書かれ、入学時のガイダンスでも説明しているが、学生も教員もこれをどれだけの人がどの程度意識しているのだろうか、なお心許ない状況にあるのではなかろうか。確かに教育や研究現場の切実なる問題である。

それにはどのような背景があるのだろうか。高等教育に至る学校教育の起点は、「模倣」に始まる。小学校で学ぶ算数の筆算も、体育の授業で鉄棒の逆上がりやプールで泳ぐ泳法も、どれもが教師の手本を見て真似て学ばせている。しかし、小学校から中学校に進み、やがて高校、大学に至るが、高等教育の段階に至っても、模倣から脱脚できない現状がある。電子情報技術の進展は、インターネットから入手した情報のコピペを極めて容易にした。それは模倣の

域を超え、「盗用」の段階に達している。これは、各教育段階における知財教育、すなわち、中学校や高校、さらには大学学部前期教育において、模倣を脱して、創意工夫して作文を書く、ものをつくるといった指導が多くなされてこなかったのではないのか。発達段階に即して、初等教育、中等教育、高等教育とそれぞれ段階で、模倣から創造への転換を指導する教育が欠如していたことがわかる。その改善には、模倣を禁止するのではなく、「私たちの生活を豊かにする知的財産」<sup>2)</sup>として、創造力を高める知財教育を進めるべきである。

こうした背景をもとに、特許権を中心とした発明学入門をリニューアルし、知財学入門として再構成することとした。

#### 4 初等・中等教育における知財教育カリキュラムの整備案

知財学入門を構成するに先立ち、学部前期教育で望まれる知財教育のあるべき姿を検討した。表1は、これまでに特許庁「大学知財研究推進事業」の委託を受けて、筆者らで、「初等・中等教育における知財教育手法の研究」<sup>3)</sup>を行い、知財教育カリキュラムを検討してきたものである。

カリキュラムは、発達段階を考慮した「知財リテラシーの発達段階」として、「知財リテラシー孵卵期」(7-10歳)、「知財リテラシー誕生期」(11-12歳)、「知財リテラシー成長期」(13-15歳)、「知財リテラシー充実期」(16-18歳)の4つに分けている。ここで「知財リテラシー孵卵期」とは、創造的な活動を楽しみ、知財という考え方に気がつく段階である。「知財リテラシー誕生期」とは、知財の考え方を知り、著作権などの知財に注意して創造的な活動ができる段階である。「知財リテラシー成長期」とは、知財制度の概略がわかり、知財を尊重する気持ちを持つことができ、知財リテラシーの基礎ができる段階である。最終段階として、「知財リテラシー」をより深めていく「知財リテラシー充実期」としている。

これによると、高校卒業までに「知財を意識した創造性」「知財を尊重する態度」が確立され、基本的な知財に関して一定の水準に達していることを目指している。しかしこのカリキュラム案は、現時点では実際に学校現場で運用しているものではないので、今後、実際に高校で実施が見込まれる知財教育の内容について、具体化していくことが必要である。

#### 5 今後の高校での知財教育の把握

そこで、新しい高等学校学習指導要領に基づいて編集された文部科学省検定済教科書を調査した。2014年4月の高

表1 各学校段階における知財教育のカリキュラム(大目標)案

(文献3)より転載

年齢段階	7-10歳	11-12歳	13-15歳	16-18歳	
学校段階	小学校1～4年	小学校5～6年	中学校1～3年	高等学校1～3年	
知財教育の段階	知財リテラシー孵卵期 「楽しむ」から「気づく」	知財リテラシー誕生期 「気づく」から「知る」	知財リテラシー成長期 「知る」から「わかる」	知財リテラシー充実期 「わかる」から「できる」	
知財を意識した創造性	a:創造的思考	a1:課題に対し、多様なアイデアを発想できる		a2:情報を収集・分析し、多様なアイデアを思考できる	a3:知財の知識をもとに多様なアイデアを適切に評価できる
	b:創造的技能	b1:友達の作品やアイデアを大切にしながら創造的な活動ができる	b2:著作権に注意して創造的な活動ができる	b3:知財を意識して創造的な活動ができる	b4:知財を適切に判断・処理して創造的な活動ができる
	c:創造的活動への意欲	c1:意欲を持って創造的な活動ができる		c2:意欲を持って協同しての創造的な活動ができる	c3:意欲を持って社会と関わった創造的な活動ができる
知財を尊重する態度	d:知財制度の知識(知財全体)	d1:著作物やアイデアを大切にすることの重要性に気づく	d2:知財の考え方を知る	d3:知財制度の概要がわかる	d4:知財制度の基礎的知識を活用できる
	e:知財制度の知識(産業財産権)	e1:著名な発明家・発明を知る	e2:特許の考え方を知る	e3:産業の発展と産業財産権の関係がわかる	e4:産業財産権の基礎的知識を活用できる
	f:知財制度の知識(著作権)		f1:著作権の考え方や注意事項を知る	f2:自分や他者の著作権と著作物利用の判断基準がわかる	f3:契約の方法や内容を理解し、著作権を活用できる
	g:知財を尊重する倫理観	g1:友達の作品やアイデアを大切にすることが持てる	g3:身の回りの知財を尊重する気持ちが持てる	g4:知財の知識をもとに知財を尊重する気持ちが持てる	g5:知財を保護することの重要性がわかる

校入学生から適用された新しい教育課程には、教科情報をはじめ、芸術、工業、商業など複数の教科で知財が登場し、教科情報は、すべての高校の生徒が「社会と情報」「情報の科学」の2科目のいずれかを履修することとなり、2年後にはこれらを履修した学生が大学に入学してくる。

「社会と情報」は、7社8種類の検定済教科書が発行された。このうち、知財を扱ったページ数は、最大で8.5ページ(A社)、最小で2ページ(B社)、平均5ページで、教科書によって大きな差が見られる。A社教科書では、「知的財産権の概要と著作権」「著作権」「著作物の利用」の3節と、章末問題で構成されているが、6.5ページと大半は著作権に関する内容が占めている。引用については簡単な例示形式で説明があり、また、日本音楽著作権協会(JASRAC)や日本著作権センター(JRRC)や自由利用マーク、私的録音・録画補償金制度についても言及し、著作権につ

いては一定の内容があることが特徴である。B社教科書は「情報社会と著作権」の節があるのみだが、その中で産業財産権の種類があり、知財全体の体系は理解しにくい。引用についての記述はあるが、一般的な説明で終わっており、また著作権の意思表示としてクリエイティブコモンズのマークの説明があるが、全体に散在的であり、知財全体を学習するには必ずしも適しているとは言えない。A・B社以外の教科書では、著作権保護の歴史や著作権の例外規定、すなわち権利の制限など、用語の理解に留まらず、広い範囲で記述された部分もあり、特に例外規定は教育機関や公共図書館でのコピーなどについて述べられている。一方、別のある教科書では新聞記事の切り抜きが貼られているが、その許諾状況についてまったく触れられていないので、許諾を得なくても良いものと誤解してしまうような取り扱いがある。このように、教育的な取り扱いについては知

財教育を進める上で、留意すべき点が発見できた。

「情報の科学」については、4社5種類の検定済教科書が発行された。このうち、知財を扱ったページ数は、最大で8ページ（C社）、最小で0.5ページ（D社）、平均4.8ページで、「社会と情報」以上に大きな差が見られる。C社教科書では「知的財産の保護と活用」の1節のみで、そのうち著作権関連で7ページを使っている。著作権については、基礎的な説明から始まり、歴史的経緯、国際化などにわたって網羅的に記述され、特に引用については、1ページ使用して詳述されている。しかし著作権の制限と、法文上の表現を正しく用いている反面、「実習」として挙げられた課題では「著作権を侵害した裁判の事例について調べ」としているものの、本文中に裁判の事例の説明がないため、補足が必要である。D社教科書については「人の権利と尊重」の節で著作権に触れるに留まっている。C・D社以外の教科書でも「社会と情報」とほぼ同様な傾向がある。

これら調査から、教科書によって大きな差異が認められるものの、初等・中等教育における知財教育カリキュラムの整備案で示す「知財を意識した創造性」「知財を尊重する態度」のうち、後者については著作権を中心として実現されることがわかった。しかし、前者については、全般に希薄である。

## 6 「知財学入門」の授業設計

高校情報教科書調査を参考に、「知財を意識した創造性」を中心とした知財学入門の授業を設計した。2014年度までの高校卒業生は旧学習指導要領に基づいた教育課程であり、教科情報では著作権のみを取り扱うことになっているので、両学習指導要領の内容・検定教科書を参考にしつつ、発明学入門をベースに、「知財制度（特許、商標、著作権等）のあらましと関係する実践を理解する」として知識の習得、「創造性を引き出し、生まれたアイデアを基に特許申請書の作成実践をする」創造力育成を基盤に、「以上の知識と実践を通じて知財を尊重する意識を涵養する」と、統合的な知財リテラシー育成を目指した。具体的な学習目標として、①「知財制度を理解し、適切に対応できるようにする」②「自らの創造性に自信を持ち、豊かな社会の構築に貢献できる素養を獲得する」③「知財制度と知財に対正しい意識を持つ」④「豊かな社会の構築につながる創造性、生まれたアイデアを活用できるスキルを持つ」の4点を掲げ、知財を基礎から学習できる授業コースを組んだ。

授業は、表2にあるように、特許庁や日本弁理士会、三重県産業支援センターなど実社会とのリレーションを結び、オムニバス授業を実現した。学内外の多彩な立場から

講師・ゲストスピーカーから、知財を広く総括的に学ぶことが出来るようにコースを組み、前半には、中学校・高校での知財教育の実践例を参考に、グループごとにアイデアを発想するトレーニングを行った。その前後、特許や商標、意匠、さらには種苗法による品種登録などについて、様々な立場から講述し、また、産業財産権については特許情報図書館（IPDL）検索を行い、再度、グループでアイデア発想の修正を行ってから、特許申請・商標申請の書類を作成して、グループ単位で中間発表会を行った。後半は、三重大の特許・商標の実践例や、中国の知財制度との比較研究なども行い、知財マネジメント・知財経営、あるいは諸外国との関連も視野に入れ、知財を幅広く学習し、今後の学部後期、さらには大学院での研究に際し、知財を意識した活動が出来ることを目指した。

提出課題としては、受講生は、毎回小レポートを提出、中間報告書は、moodleに掲載することで、受講生同士で共有し、また、講師陣によって添削した。さらに、最終課題は、受講生が問題意識をもった課題を自ら調査検討し、論文形式でまとめるもので、moodleで共有すると共に、レポート作成指導を行った。最終発表会は、学会の口頭発表形式で行い、ディスカッションを行うなどして質を高めたが、その際、発表によってその内容は公知となるので、留意が必要であることを理解させる指導にも力点を置いた。特に所属研究室に関連するものは、指導教員の許諾を得ておく必要があるとともに、秘密保持の重要性を理解させた。

このような教育活動を通して、学部前期課程における知財教育の「三重大学モデル」構築がスタートした。

## 7 授業の実施

知財学入門は、全15回を金曜日の夕方の時間帯に開講したこともあり、履修登録した受講生数は必ずしも多くなかったが、共通教育に属する科目にもかかわらず、大学院生や社会人の科目履修生の受講もあり、年齢的にも幅広い受講生が集まった。

知財学入門は、法学的な側面、経済学的な側面、理工学的な側面と、まさに教養教育として総合的な内容を組み込んだ。発明等は、日常生活を送る上で困っていることを改善・解決する、いわゆる小発明を想定したグループワークを取り入れた授業を進めた。図1の知財劇の授業の様子は、実際に発明体験を行った後に、弁理士によって発明の紛争の際の双方のやりとりを模したもので、学生の理解を支援した。

表2 授業コース

回	日時	テーマ	概要	スピーカ	備考
1	10/04 (金)	イントロダクション	知財とは何か。全体を通した説明。講師紹介等。秘密保持について	松岡・世良	
2	10/11 (金)	中学校・高校での知財学習の事例	中学校で知財の学習が行われていることを説明、模擬特許制度の意義を考える。また、高校では、さらに進んだ知財の学習が行われていること、実際に特許権・商標権等が申請されていることを知る	渥美・世良	
3	10/18 (金)	アイデア発想1	これまでの事例をもとに、身の回りの課題をグループでディスカッションし、工夫改善をグループごとに検討。複数（できるだけ多く）の発明等の提案。ネーミングも考える。	松岡・世良	グループワーク
4	10/25 (金)	産業財産権とは	特許制度の概要を説明、実用新案との違い、商標・意匠制度の概要	日本弁理士会東海支部三重県委員会	
5	11/08 (金)	アイデア発想2	アイデア発想1をもとに、産業財産権として出願できるように内容を精選する。	松岡・世良	グループワーク
6	11/15 (金)	I P D L 検索	アイデア発想1・2の検討内容を I P D L で検索	三重県産業支援センター	コンピュータ使用
7	11/22 (金)	特許出願の手続き	特許と商標の出願書類の作成。特許では請求項の書き方、商標では分類を詳しく。さらに、権利取得に向けた手続も学ぶ。	知財統括室	
8	12/04 (水)	中国の知財事情	中国の知財事情の比較研究	李明徳（中国社会科学院）・陳愛華（重慶大学）	11/29 (金) から日時場所変更
9	12/06 (金)	中間報告会	絞り込み、再考・改良された発明等をグループ単位で模造紙プレゼンテーションを行う。	松岡・世良	
10	12/13 (金)	特許行政	日本の知財行政についての概説	特許庁	
11	12/20 (金)	著作権	著作権の概要を説明し、最終個別レポート作成に向けて、書き方や引用のルールなどを理解。レポート課題についても説明。	世良	
12	01/10 (金)	知財紛争劇	知財にかかわる紛争の様子を疑似体験する。	日本弁理士会東海支部	
13	01/17 (金)	知財マネジメント・ビジネスにおける知財	知財をマネジメントするとはどのようなことなのか、ビジネスにおける知財の活用を学ぶ。	知財統括室	
14	01/24 (金)	三重大学の発明と商品開発	三重大学の発明と商品開発	知財統括室	
15	01/31 (金)	学習成果発表会（レポート発表・プレゼン）	最終個別レポートをもとに、プレゼンテーションを行う。パソコンによるプレゼンも可。レポートは学生の周囲の環境から問題意識を顕在化させ、調査等によって執筆する。事前に冊子化し配布。学会形式で発表会。会場公開・スカイプを活用した遠隔公開も行う。	松岡・世良	レポート締切は、1/24まで。



図1 知財劇の授業の様子

表3は、各回の授業毎に記入提出を求めた課題レポートの考察のうち、学部1年女性Aさんと、学部1年男性Bさんの記述である。Aさん、Bさんとも共通して知財意識の向上が見られる。

なお、丸付き数字は授業の回を示している。また、本研究への引用は受講者の同意を得ている。本文中の（ ）内は筆者が加筆したものである。下線は筆者によって特徴的な記述を示した上で、【 】内にその要点を示したものである。

表3 受講生の考察

**Aさん：学部1年女性**

- ① 「知財学は中学・高校で学習している」という意識はほとんどなく、著作権についても細かく考えたことはないので、これからこの講義で知識をつけたい【知財への興味関心】と思った。
- ② 「実は」こんな工夫があるということに気づくことができた【工夫への気づき】。特許は、その権利をもっていないとアイデアを使うことができないものかと思っていましたが、申請することによって、保護され公開され、次につながるものだとわかった。知財教育を大学生が受けていないのはたしかに社会に出てから不利になることもあるのではないかと【大学での知財教育の必要性】と思った。
- ③ 不便なものは、何が不便なのかがわかっていることが多いので、解決策は考えやすいと思った。(グループディスカッションで) 同じような意見になることもあったので、もっと違う視線から考えられる【創造力の育成】ようになりたい。
- ④ 特許を取るためには厳しい審査が行われることがわかった。第2回で聞いた高校の話では特許は簡単に取れるイメージだったけれど、今日の話では意外とややこしいと思った。また、国際的な話になると、やはり何かしらの問題【知財の国際問題】が起こることに気づいた。
- ⑤ おなベフック おたまが引っかかる 取り付け式 ふたを改良 お玉を改良
- ⑥ (IPDL検索で) 自分の考えと似たものはいくつか見つけることができた。全く同じ物は見つからなかったが、たくさんあるリストの中に隠れているかもしれない。IPDLは、思ったより使いやすく、検索がスムーズに進んだ。
- ⑦ 今まで特許の取り方などの講義を受けてきたけれど、特許つぶしというものがあることに初めて気がついた。特許を取れば安心というもののために、その後の攻撃に抵抗できるように取得前から考えていかないといけないのは大変そうだった。商標に(R)とTMの意味がわかってよかった。まだ新しい商標の区分ができていないことは知らなかった。
- ⑧ 名前を考えるのが難しかった。
- ⑩ 日本の審査官の少なさに驚いた。これまでの講義でも何度か特許の意味・取り方など聞いてきたので、難しそうな話もだんだん理解できるようになった【知財理解の深化】。音の商標、動きの商標など日本にはまだない様々な商標があるとわかった。
- ⑪ 身近なものほとんど全てに著作権があるのだと思った。レポートや論文の引用、参考など本を使う機会も多いので、著作権は気をつけよう【知財への尊重・配慮】と思った。
- ⑫ 先使用権について改めて理解できた。特許を取るときは細かいところまで気を抜かず、丁寧に進めなければならないとわかった。(知財劇を見て) 劇になったことで全体的にわかりやすかった。
- ⑬ 技術を公開するか隠すのか、から考えなくてはならないのかと知り、特許を取ることもややこしいけれど、とらなかつた時の問題も出てくるとさらに難しくなると思った。警告文がやりとりされることはよくあると聞いて、知財は物事につきまとうものだと感じた。時代の流れでみると、「知財」の概念が社会のなかでどう評価されてきたか【知財の社会性】が見られると思った。
- ⑭ 大学ブランドに関連する特許はもちろん、影響している法律や決まり事には種類があることがわかった。企業と大学の価値観がちがう中で、連携商品を生み出す【知財の社会性】ことは考えていたより手間がかかりそうだったと思った。
- ⑮ (発表会は) それぞれに取り上げるテーマがちがって良いと思った。実際に自分で論文を書いたり、【論文指導】プレゼンをすることで、自分の言葉で知財についてもう一度まとめることができた【知財意識の定着】。

**Bさん：学部1年男性**

- ① 知的財産についてはよく知らないが、種にも知的財産があるということは、知らなかったので驚いた。台風を発生させない方法といった斬新なアイデアも知的財産として認められるなんて、もしかしたら自分で何かできるのではないかと楽しみになった。【知財への興味関心】 今後はもっと詳しいことを知っていき、知識を深め、社会に出たときに利用できるようにしたい。【大学での知財教育の必要性】
- ② アイデアを共有しあい、よりよい物を作っていくというのは色々な場面で重要になってくると思いました。アイデアを転用、改良、合体はグループ学習などで役立つと思うので実行していきたい。普段よく見たり、使ったりするクリップだけど、注意して見ることはなかったので、今回初めてクリップについて考えてみたが、様々な所に使う人が使いやすいように作られているのだと感じ、他の日常生活で使っている物も注意して見たい【工夫への気づき】と思う。
- ③ 今回は初めてのグループ学習で緊張はしたが、話し合いはうまくいった。最初はあいまいな意見が多いように感じられたが、話し合っていく中で具体的な内容となり、本当に実際にあれば、便利になってくるだろうなど思えるような物になってきました。また、話し合っていく中で、新たな角度から見ることができ、新しい物を作ろうとするためには、話し合いが大切【創造力の育成】だと感じました。
- ④ 今回の授業では、知的財産について具体的に知ることができた。特許は大手（企業）などが独占し、中小（企業）などがとれないようにならないため、色々考えられているのだと思った。また、年間でも40万8千件もの特許を出願していることに対しても驚いた。世界でも特許の出願・許可の方法が違い【知財の国際問題】、そのことで問題とも起こってくると思うし、実際にニュースなどでそのようなことを見たりするので、世界でも統一していくべきだった。
- ⑤ 特許を申請するには、多くの項目について書く必要があり、後から似たような商品が出ないように多角的かつ詳細に書く必要【知財制度】があり大変だった。
- ⑦ 特許出願に関して、具体的な例と、実例を使って説明していたのでわかりやすかった。特許（出願）を出すときには、他に真似をされないように幅広い解釈ができるようにすることが大切なんだと思った。特許を元に開発された商品は、大きく形が異なっていたので驚いた。
- ⑧ 普段は日本における知的財産権について学んでいるので、（今回は）日本と中国の違いについてわかりやすくて良かった。日本と中国でも大部分は似ているように思えたが、細かいところは結構違うんだと感じた。中国の経済成長がここ最近すごいのは、テレビや新聞などで見たり聞いたりして何となくわかっていたが、本場の先生の話を実際に聞いてみると、その成長がいかに難しくすごいことなのか良くわかった。それに伴い、今後の中国の知的財産の分野も成長していくのだろう【知財の国際問題】と思った。
- ⑨ 自分の考えていたものと類似した特許を見ると、先に越されたという感情と、周りも同じことを考えているんだなと思った。その人の特許申請を見てみると、考えていることが似ていたが、内容の濃さが全然違った。この人の考えを参考にしながら、この人の考えと自分の考えに差を生み出して【創造力の育成】、特許申請を書きたいと思った。
- ⑩ 日本の知的財産のグローバル化に関してはまだまだ成長できると思うし、中小企業の為にももっと敷居を上げていくべきだ【知財の意義】と感じた。また、中小企業の特許活動に関する課題・ニーズでは、知的財産に関する知識関心がまだまだであると感じた。このままでは大企業で中小企業との差が大きくなっていく一方なので、国がもっと中小企業に対して支援していくべき【知財の意義】である。
- ⑪ わかりやすい内容で著作権について学べて良かった。今まで著作権と特許などの知的財産権の違いがよくわからなかったが、今日ある程度理解することができたと思う。著作権については、今まであいまいな内容でしか理解できていなかったけど、今回で範囲や内容がわかった【知識理解の定着】。
- ⑫ 寸劇で内容を説明してもらえたので、飽きずに聞くことができたし、内容も理解できた。特許の侵害についての問題は非常に細かいもので、お互いがあげ足を取っているものだったと思った。実際には発明して特許を出願する時は、その発明が前に発明されていないか調べたり、他の人に真似されないように詳細に設定を考える必要があると思った。
- ⑬ 特許出願にはメリット、デメリットや活用の仕方が様々あるんだな【知財の意義】ということがわかった。何か新しい物を発明したら、直ぐに特許出願をすべきだと考えていたが、それは安易な考え方だと思った。特許権については、行動を早く移した方が、もし先に考え、開発していたとしても、訴訟などが起きたとしたら、勝てるようになっているのは納得がいかなかった。
- ⑭ 三重大の特許は、三重大カレーなどの食材分野に限られた少ない数しかないと考えていたが、医学部や工学部、生物資源学部など、毎年、数々の特許を出願していることは全く知らなかった。そして、三重大に1000万円もの収入となっている年もあり驚いた。どのような特許がこのような収入に結びついているのか興味が生まれた【知財の活用】。三重大の特許の中には、三重県のある企業と協力して作られたものもあるので、こういったことを進めていけ



ば、三重県を活性化するのもつながっていくかもしれない【知財の意義】し、三重大ブランドが全国に知れわたることだって可能になるのではと感じた。

- ⑮ 自分でレポートを作り、それを皆の前で発表するという機会は今まであまりなかった【論文指導】ので、非常に緊張した。他の人のレポート発表を聴いて、自分のレポートはまだ未熟だと痛感した。15回の授業を通して、知的財産についてある程度知ることができた【知財意識の定着】。知的財産についての知識は社会に出てから役に立つように思えた。【大学での知財教育の必要性】身近にある知的財産についてこれからも知っていこうと思えました。

各回の授業はオムニバス形式のため、内容の重複やブレがあるものの、2人の受講者の各回の考察から、共通して、毎回新鮮な発見と、回を追って内容が深化していくなかで、知財に対する受容と理解が進む様子が見られる。下線部分の特徴的な一般化し置き換えた。【知財への興味関心】【工夫への気づき】【大学での知財教育の必要性】【創造力の育成】【知財の意義】【知財の活用】【知財理解の深化】は、「知財を意識した創造性」に、【知財への尊重・配慮】【知財の社会性】【知財意識の定着】は「知財を尊重する態度」に分類できる。さらに、【知財の国際問題】【論文指導】などは、知財教育の新しい視点となることも明らかになった。

この授業は、単なる知識習得型ではなく、PBLの特質を活かして各回の授業レポートへのコメント返し、いわゆる赤ペン指導や、最終課題論文の執筆指導などを通して、『知財学入門 2013 課題論文集』<sup>4)</sup>が完成した。集録論文を表4に挙げた。演題からみても知財の様々な局面からアプローチがなされ、総合大学における共通教育の強みが発揮されたと言え、他に例をみないユニークな知財教育の授業となった。

こうして知財学入門によって、基盤的な教育を受ける学部前期学生にとって必要とされるリベラルアーツとしての知財教育が実現していることがわかった。今後も知財を学んでいきたいと述べているのは、学部前期課程の教養教育から、学部後期課程の専門教育へとつながるものである。

表4 『知財学入門 2013 課題論文集』収録論文

2013-1	知財学入門を受講して
2013-2	著作権と二次著作
2013-3	知財学入門
2013-4	各国の特許制度
2013-5	ジェネリック医薬品新しい考え方に関する考察
2013-6	「くまモン」著作権・商標権の活用戦略
2013-7	新科目『商品開発』と知財教育
2013-8	知的財産の一つ、特許権についての考察

## 8 まとめ

三重大大学ではこれまでの知財教育研究や教育実践の蓄積があり、それらをさらに発展させる形で、知財学入門を開講した。まだ荒削りであるという指摘は事実として受け止めなければならないが、学生の考察にもあるように、この授業を通して、知財教育の目的や意義を明確にすることができ、こうして広義の知財教育としての「三重大大学モデル」の構築に向けて一定の成果を得ることとなった。

筆者らは、小学校—中学校—高校と続く各学校段階での発達過程に応じて、体系的な知財教育カリキュラムの提案をしているが、高校では、今後、教科情報で知財が取り扱われるので、高校と大学を結ぶ体制作りが急務である。また、学部前期課程での共通教育（教養教育）としての知財教育として、知財学入門に続く形で、学部後期教育への連携・連結についても十分な検討が必要であり、全体を見渡した教育体制の整備が求められる。

## 参考・引用文献

- 1) 日本知財学会知財教育分科会編『知財教育の実践と理論—小・中・高・大での知財教育の展開』白桃書房、2013
- 2) 工業所有権情報・研修館『知的創造活動と知的財産～私たちの暮らしを支えるために～』、2013
- 3) 三重大大学『平成19年度特許庁知財研究推進事業 初等・中等教育における知財教育手法の研究報告書』、2008
- 4) 三重大大学教育学部松岡研究室『知財学入門 2013 課題論文集』、2014